

## 公益財団法人ソフトピアジャパン役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ソフトピアジャパン（以下「財団」という。）定款（以下「定款」という。）第14条及び第31条の規定に基づき、財団の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。また、定款第11条に基づき置かれる評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち財団を主たる勤務場所とし財団の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいい、評議員と併せて非常勤役員等という。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号に定める報酬、期末手当その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、次に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費並びに通勤手当をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 財団は、理事長及び常勤の理事並びに監事の職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 財団は、理事長に、月額報酬を支給する。
- 3 財団は、常勤の理事の報酬等に、月額報酬（役職手当を含む。）及び期末手当を支給する。
- 4 財団は、非常勤の監事には、評議員会及び理事会の出席の都度、並びに監事監査の実施等必要な都度、日額報酬を支給する。
- 5 財団は、役員等に対し、退職手当を支給しない。
- 6 財団は、評議員、非常勤の理事（理事長を除く。）には報酬等を支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 前条第1項に規定する報酬等は、事業年度ごとに理事及び非常勤の監事につき、別表1「事業年度の報酬総額」の金額を上限とする。

- 2 理事長の月額報酬は、前項に規定する金額の範囲内において、理事会で決定する。
- 3 常勤の理事の月額報酬（役職手当を含む。）及び期末手当は、第1項の金額の範囲内において、理事会で決定する。
- 4 非常勤の監事の日額報酬は、第1項に規定する報酬総額の範囲内において、別表2「非常勤の監事の日額報酬」の各欄に掲げる額とする。

（報酬等の支給日等）

第5条 報酬等の支給日、支給方法及び報酬等から控除する額等支給に関する詳細は、公益財団法人ソフトピアジャパン給与等規程（以下、「給与等規程」という。）の例による。

ただし、非常勤の監事の日額報酬については、理事会等の開催の都度支払うものとする。

（費用の支給）

第6条 財団は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、公益財団法人ソフトピアジャパン職員就業規程の例により算定した額を、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 財団は、理事長には職務上必要な交通費、宿泊費の費用を弁償し、その額の決定は岐阜県職員等旅費条例に準じる。
- 3 財団は、常勤の理事には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額の決定及び支給方法並びに支給日は給与等規程の例による。

（公表）

第7条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（委任）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 事業年度の報酬総額

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額
理事	2,300 万円
非常勤の監事(下記の者以外)	15 万円
非常勤の監事のうち公認会計士又は税理士である者	20 万円

別表 2 非常勤の監事の日額報酬

種 別	監査業務	理事会出席等
非常勤の監事(下記の者以外)	2 万円/回	1 万円/回
非常勤の監事のうち公認会計士又は税理士である者	5 万円/回	1 万円/回